

札幌市一時保育事業（一般型保育所タイプ）実施要綱

（平成 18 年 9 月 29 日子ども未来局長決裁）

一部改正 平成 24 年 3 月 30 日

一部改正 平成 25 年 3 月 29 日

一部改正 平成 27 年 3 月 31 日

一部改正 令和 4 年 6 月 10 日

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、保護者の就労形態の多様化等に伴う一時的な保育や傷病等による緊急時の保育などの需要に対応するため、保育所の自主的な一時保育への取組みを促進し、もって乳幼児の福祉の増進を図る、一時保育事業（一般型保育所タイプ）（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 一時保育とは、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 項第 10 号に規定する一時預かりのことをいう。

（事業実施保育所）

第 3 条 本事業の対象となる一時保育（一般型保育所タイプ）を実施する保育所（以下「実施保育所」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項の認可を受け、あらかじめ札幌市長へ児童福祉法第 34 条の 12 に定める届出をした保育所のうち、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった就学前児童について、必要な保育を行う保育所とする。

（対象児童）

第 4 条 事業の対象児童は、主として保育所、認定こども園、特定地域型保育事業及び幼稚園等に在籍していない児童であって、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 保護者の短時間労働、職業訓練等により、一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童（以下「非定型的保育児童」という。）
- (2) 保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急又は一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童（以下「緊急保育児童」という。）
- (3) 保護者の育児等に伴う心理的又は肉体的負担を解消する等の私的理由により一時的に保育が必要となる児童（以下「私的理由による保育児童」という。）

（開所日及び時間）

第 5 条 保育時間は、1 日 8 時間以上とする。

- 2 休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日とする。ただし、休園日に開所することを妨げるものではない。

（職員配置）

第 6 条 実施保育所は、事業の実施に当たっては、対象児童の年齢及び人数に応じ、札幌市児童福祉法施行条例（平成 24 年条例第 62 号。以下「条例」という。）第 182 条第 2 項の規定に準じた保育士を保育従事者として配置するものとする。

- 2 前項に定める保育従事者のうち、専従の保育従事者の数は 2 人を下ることはできない。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業が実施施設と一体的に運営されており、事業を実施するにあたり実施施設に勤務する保育士の支援を受けることができる場合は、専従の保育従事者を 1 名とす

ることができる。ただし、その場合においても、保育従事者の人数は2人を下ることはできない。

(保育室)

第7条 実施保育所は、原則として、事業を実施するための専用の部屋を確保するものとする。ただし、適切な事業実施が可能な場合は、当該保育所の空きスペースにおいても実施できるものとする。いずれの場合も、対象児童の年齢及び人数に応じ、条例第181条の規定に準じた設備とする。

(事業の実施方法)

第8条 実施保育所は、事業の実施に当たっては、地域における保育需要の把握に努め、対象児童の動向を十分に踏まえて実施するものとし、また、日々の対象児童の受け入れについては、保育需要に応じて弾力的に対応するものとする。

2 実施保育所は、対象児童の保護者から希望があった場合には、対象児童に対し給食を提供することができるものとし、保育に当たっては、保育所保育指針に留意し、適宜、実態に合わせて実施するものとする。

3 実施保育所は、日々の対象児童数等の事業の実施状況について、必要な帳簿を整備しておくものとし、市長が当該帳簿の提示を求めた場合は速やかに応ずるものとする。

(事業の実施手続き)

第9条 実施保育所の設置者は、実施する事業が本要綱に適合するものとして第12条に定める補助金の交付申請を予定する場合には、事業計画について、毎年度市長に協議書を提出し、あらかじめ承認を受けるものとする。

2 事業の実施内容を変更しようとする場合には、変更しようとする内容について事前に市長に協議書を提出し、あらかじめ承認を受けるものとする。

(利用料)

第10条 実施保育所は、事業の実施に当たって、保護者に費用負担を求めることができるものとし、費用を徴収する場合には、あらかじめ実施保育所において、その負担方法及び負担額（以下「利用料」という。）等を定めるものとする。

2 利用料の設定に当たっては、次表に定める児童1人当たりの標準利用料を上限に設定するものとする。

「児童1人当たりの標準利用料」

対象児童	満3歳未満	満3歳以上	備考
非定型的保育児童 及び緊急保育児童	2,000円	1,200円	保護者の希望により、給食を実施する場合は、給食代として300円を左記利用料に加算する。
私的理由による 保育児童	2,700円	1,600円	

(利用料の減免)

第11条 実施保育所は、対象児童が非定型的保育児童又は緊急保育児童で、対象児童の属する世帯の各月初日の状況が次のいずれかに該当する場合には、保護者から徴する利用料を減免するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第2条に規定する保護を受けている世帯。
- (2) 市町村民税が非課税である世帯。

(補助金の交付)

第12条 市長は、児童福祉法第35条第4項の認可を受けた保育所の設置者がこの事業を実施した

ときは、別に定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(様式)

第 13 条 この要綱に定める事業の実施に必要な様式については、支援制度担当部長が別に定める。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、支援制度担当部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に廃止前の札幌市特別保育事業実施要綱（平成 9 年 3 月 31 日民政局長決裁）の規定によってなされている一時保育事業は、この要綱の相当規定によってなされているものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 10 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。